

地方公共団体発行割引証等取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>地方公共団体発行割引証等取扱規則 2018年4月1日規則第40号</p> <p>別記様式 大阪市が発行する割引証等 (1) 無料乗車証 イ 介護人付無料乗車証 (単独乗車可) 表 裏</p> 	<p>地方公共団体発行割引証等取扱規則 2018年4月1日規則第40号</p> <p>別記様式 大阪市が発行する割引証等 (1) 無料乗車証 イ 介護人付無料乗車証 (単独乗車可) 表 裏</p> 	

ご注意



1. 本証は、記名人が一人でまたは介護人とともに使用する場合に限り券面に記載された交通機関を無料でご利用いただけます。
2. 大阪シティバスをご利用の場合は、係員に本証を必ずお見せください。
3. Osaka Metroをお一人でご利用の場合は、自動改札機をご利用ください。
介護人とともに利用する場合は、改札口で係員にお申し出ください。
4. 他社線に乗り越された場合は、別途運賃が必要となります。
5. 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を常に携帯し、係員が請求したときは本証とあわせてお見せください。
6. 使用資格を失ったとき、不要になったときは各区保健福祉業務担当にお返しく下さい。
7. 本証を折り曲げたり、磁気のあるものに近づけないでください。
8. 本証を不正使用した場合は、無効なものとして回収し、来年度以降の発行はいたしません。

ご注意



1. 本証は、記名人が一人でまたは介護人とともに使用する場合に限り券面に記載された交通機関を無料でご利用いただけます。
2. 大阪シティバスをご利用の場合は、係員に本証を必ずお見せください。
3. Osaka Metroをお一人でご利用の場合は、自動改札機をご利用ください。
介護人とともに利用する場合は、改札口で係員にお申し出ください。
4. 他社線に乗り越された場合は、別途運賃が必要となります。
5. 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を常に携帯し、係員が請求したときは本証とあわせてお見せください。
6. 使用資格を失ったとき、不要になったときは各区保健福祉業務担当にお返しく下さい。
7. 本証を折り曲げたり、磁気のあるものに近づけないでください。
8. 本証を不正使用した場合は、無効なものとして回収し、来年度以降の発行はいたしません。

備考：2024年3月2日から2024年3月31日までの間、別に定める様式も有効とする。

附 則

この規則は、2024年3月2日から施行する。